



大労発総0912第1号  
令和元年9月12日

団体代表者 殿

大阪労働局長



労働保険適用促進に係る広報文の掲載について（依頼）

平素は、労働行政の推進にご支援・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、労働保険（労災保険・雇用保険）制度につきましては、業種や事業規模に関わりなく、労働者を1人でも雇用されている事業場は、加入が法律で義務づけられております。

このため、大阪労働局では労働保険制度の周知を図り、労働保険の加入促進に努めているところですが、未だ相当数の未手続事業場が存在している状況にあります。

こうしたことから、「労働保険未手続事業場の一掃」を年間の主要課題と位置付けるとともに、11月を「労働保険適用促進強化期間」として、広報活動等に取り組むこととしております。

つきましては、お手数をお掛けいたしますが当該強化期間であります11月におきまして、貴庁で発行しておられる広報誌やホームページに、別添の広報文（例1または例2）を掲載していただきますようお願い申し上げます。

なお、ご掲載いただきました場合は、恐れ入りますが当該広報誌1部を下記担当までお送りいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

また、事業主団体等の会員様がおられましたら、広報文掲載の働きかけを併せてお願い申し上げます。

〔担当〕 〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8  
中央大通FNビル17階  
大阪労働局総務部労働保険適用・事務組合課  
労働保険適用指導官 島田  
TEL 06-4790-6350  
FAX 06-4790-6356  
メール [shimada-atsushiaa@mhlw.go.jp](mailto:shimada-atsushiaa@mhlw.go.jp)

※文例のデータを希望される場合は、担当までご請求ください。